

住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員の皆様へのご案内

※ 必ずご視聴ください ※

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合



- 1. 登録制度の基本**
- 2. 構成員の遵守事項**
- 3. リフォーム瑕疵保険**
- 4. 年次報告について**

- 1. 登録制度の基本**
2. 構成員の遵守事項
3. リフォーム瑕疵保険
4. 年次報告について

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

I 本制度の位置づけについて

本制度は、住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供等を行うなど、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的とするものである。なお、本制度は研修や消費者相談などの自主的な活動を行っている団体を申請に基づき登録するといった、あくまで任意の制度であり、また団体を単位として登録するものであることから、本制度の登録を受けていない団体及びその会員、又は特定の事業者団体に属していないリフォーム事業者が、そのことをもって、資質及び能力が不足している事業者であるというものではないことに留意する必要がある。

平成26年9月1日公表

「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係るガイドライン」より

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者団体登録制度について(平成26年9月1日公布・施行)

1. 目的

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。

2. 制度内容

(1)対象となる団体

- ・一般社団法人又は中小企業等協同組合等
- ・2都道府県以上を事業範囲(会員の主たる事業所の所在地が2都道府県以上)
- ・概ね100者以上のリフォーム事業者を主たる構成員とする
- ・設立後2年を経過(設立前の任意団体で一定の業務実績がある場合はそれらの実績を勘案。ただし、設立後1年以上。)

(2)団体の登録要件

①共通要件

- ・団体の財務状況が健全であること(例:債務超過又は2年連続赤字でないこと)
- ・会員の業務に関する消費者相談窓口を設けていること
- ・会員を対象とした研修等の人材育成の仕組みを有していること 等

②構成員の要件

- ・実施する工事の内容に応じた必要な知識及び技術を有すること。(原則下表の資格等)

工事の内容	法人の保有資格
マンション共用部分修繕部門	建設業許可
構造・防水工事を含む戸建て住宅リフォーム	建設業許可、または、常勤の建築士もしくは建築施工管理技士
内装・設備工事	建設業許可、または、常勤の建築士、建築施工管理技士その他の資格者

(3)構成員による個別の工事について

団体において、次に掲げる事項を遵守することとし、必要な指導、助言、勧告等を行うこととしていること。

- ・見積り、契約時の書面の交付
 - ・一定額以上の工事についてリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕瑕疵保険の加入(注文者が書面で不要の意思表示をしている場合を除く。)
- 「一定額」= 戸建住宅の場合:500万円以下で団体の定める額
マンション共用部分の場合:戸数×100万円又は1億円の低い方の額で、団体の定める額。

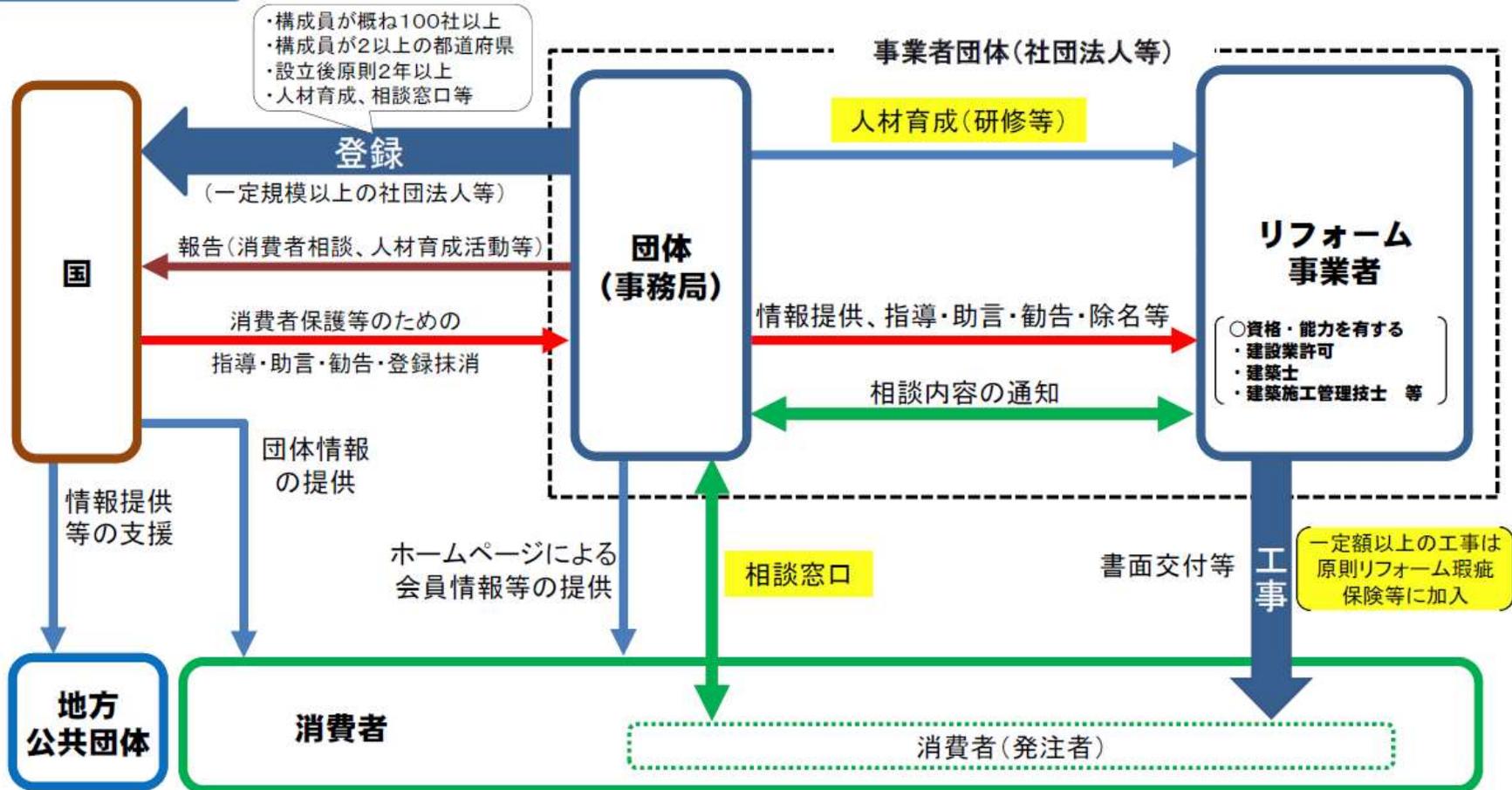
ロゴマーク(商標登録出願中)



■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者団体登録制度について(イメージ図)

3. 制度イメージ



■ 団体登録制度のメリット

国土交通省登録団体の一員である
という信用補完

ぜひお客様にPRしてください



木耐協



登録団体のロゴマーク

名刺



ホームページ



その他にもチラシや印刷物などにもお使いいただけます

■ 国も予算をつけてPR

団体別パンフレット
団体制度ホームページ



消費者向け
イベントへの出展



制度PR動画



のぼり



バナー広告や
動画広告の出稿



1. 登録制度の基本
- 2. 構成員の遵守事項**
3. リフォーム瑕疵保険
4. 年次報告について

■ 登録団体構成員としての遵守事項

- ◆ 500万円以上（税込み）の住宅リフォーム工事を請け負う場合には、消費者との契約に際し、必ずリフォーム瑕疵保険について説明し、リフォーム瑕疵保険への加入、もしくは加入しない旨の書面の取得、いずれかを行うこと
- ◆ リフォーム請負状況および瑕疵保険状況調査をはじめ、構成員の状況（許可や資格、工事実績、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
- ◆ その他、木耐協リフォームに関する事業規約を遵守すること

■ 登録団体構成員としての遵守事項

皆様には、2021年1月に構成員継続の回答を頂きました

回 答 書

(以下のいずれかにを入れて、返送してください)

- 上記、《住宅リフォーム事業者団体登録制度 構成員としての遵守事項》を遵守し、
構成員としての地位を継続します
※ 別紙、「リフォーム請負状況および瑕疵保険状況調査」へのご回答をお願いいたします

- 住宅リフォーム事業者団体登録制度の構成員の地位を返上します
※ 構成員でなくなっても、木耐協組合員であることには変わりがないので、組合の研修やサービス等は全て変わらずにご利用いただけます
(なお、登録団体ロゴマークやのぼりは一切使用できません)

住宅リフォーム事業者団体登録制度に関する規約

（構成員の責務）

第4条 構成員は、次の事項を遵守するものとする。

- ① 住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施すること。
- ② 住宅リフォーム工事の請負契約の締結に際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。
- ③ 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。
- ④ 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。
- ⑤ 住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、同条において同じ。）を締結すること。

■ リフォーム瑕疵保険 不要の場合

「住宅リフォーム瑕疵保険」について
～ 国土交通省「住宅リフォーム事業者登録団体」の構成員として～



・ 弊社は、国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体である、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合（木耐協）の組合員として活動しています

・ 本制度では、500万円以上（税込）のリフォーム工事を請け負う場合、お客様に「住宅リフォーム瑕疵保険」についてご説明し、保険加入の要・不要を確認する決まりになっています

・ 弊社担当者の説明をお受けいただいた上で、以下にチェックをお願いいたします

年 月 日

施工会社（木耐協組合員）

宛

※チェックをお願いします

下記の工事請負契約について、リフォーム瑕疵保険に関する説明を受けました

下記工事について、リフォーム瑕疵保険への加入を希望します 希望しません

※いずれかにチェックをお願いします

記

工事名称： _____

工事場所： _____

工事期間： _____ 年 月 日より _____ 年 月 日まで

以上

お名前： _____

ご住所： _____

**リフォーム瑕疵保険説明
& 不要の意思確認書面の
ひな形を組合員専用HP
にご用意していますので
ご活用ください！**

1. 登録制度の基本
2. 構成員の遵守事項
- 3. リフォーム瑕疵保険**
4. 年次報告について

■ リフォーム瑕疵保険について

住宅瑕疵担保責任保険法人5社のうち、木耐協団体割引（団体のスケールメリット）が活用できるのは下記3社です。

- ・ 株式会社 住宅あんしん保証
- ・ 株式会社 日本住宅保証検査機構（JIO）
- ・ 株式会社 ハウスジーメン

保険料などは組合員専用ホームページで
ご確認いただけます

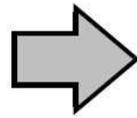
■ リフォーム瑕疵保険事業者登録

【ご注意！】

リフォーム瑕疵保険のご利用には、
各保険法人へのリフォーム瑕疵保険事業者登録
（エントリー）が事前に必要です。 ※1年更新

■ リフォーム瑕疵保険加入のメリット

1 瑕疵保険協会のHPで
加入実績が公開される



最高の営業ツールになる！



登録事業者等の検索サイト

宮城県で検索すると、
組合員様が利用累計1位です！！

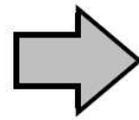
事業者名	所在地	実績数		登録日
		利用件数	累計	
株式会社スコー	宮城県仙台市青葉区桜木2-1-1	30	191	2016.08.08
株式会社アールフォーム 仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央1-1-1	10	31	2016.09.30
株式会社マクホーム仙台	宮城県仙台市青葉区中央1-1-1	7	15	2016.08.24
株式会社北通 スタービル建設部仙台営業所	宮城県仙台市青葉区中央1-1-1	6	55	2016.08.27

「住宅瑕疵担保責任保険協会」のホームページでは、瑕疵保険の利用実績が公開されています。

年間利用件数と累積件数が都道府県ごとに検索できるので、ここで上位に表示される事は大きなアピールポイントになります！！

■ リフォーム瑕疵保険加入のメリット

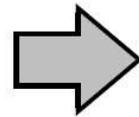
2 現場に第三者による
検査が入る



工事品質が保たれ、お客様に
安心をお届けできる！！

第三者の確認が入る事は、お客様が最も安心してくださるポイントです！

3 保険会社から付保証明が
発行される



第三者による書面を
お客様にお渡しできる！

自社発行の保証書ではなく、第三者による書面がお渡しできるのは大きなポイント！

■ 活用組合員様の声

「お客様へは、以下の点をお客様へ伝えている。

- ・ 団体登録制度の概要
- ・ 構成員としての遵守事項
- ・ リフォーム瑕疵保険のこと

他の会社はそのような話ができないので、圧倒的な差別化になり、仕事をお任せいただける。

なお、自社では500万円以上の工事に限らず、200～300万円でも伝えるようにしている。」

信用補完！！

1. 登録制度の基本
2. 構成員の遵守事項
3. リフォーム瑕疵保険
4. 年次報告について

■ 年次報告（2022年1月下旬予定）

リフォーム請負状況 および 瑕疵保険状況調査（2021年1月実施、年次調査用）

資料 2

- ※ 下記の枠内にご記入いただき、木耐協事務局へFAXで返送をお願いします
- ※ 2020年1月～12月までの1年間の件数の調査ではありませんが、直近1年間の数字でも結構です
なお、2020年10月の緊急調査時の数字を入れていきますので、変更がある場合は上書きをお願いいたします
- ※ 下記の黒枠内（会社名、各件数、理由等）を取りまとめてリストにし、国土交通省へ提出いたします

貴社名：

請け負った リフォーム工事 全体の件数 (元請け工事)	うち、税込み 500万円以上の 工事件数 (①+②+③の 数値になります)	① うち、リフォーム 瑕疵保険に 加入した件数	② うち、消費者から 書面で加入しない 旨を取得した件数	③ ①及び②の対応を していない件数 (今後はこの欄に 数字が入らないよう 対応をお願いします)	←③の主な理由 (下表のa～xから最大3つまで選択してください)			うち、500万円未満 の工事で、リ フォーム瑕疵保険 に加入した件数
					a	b	x: その他の理由	
	①+②+③=	①	②	③				
件	件	件	件	件	件			件

↑この件数が、必ず①+②+③の合計になるようにしてください

回答者様：

連絡先TEL：

組合員ID：

◆こちらは、木耐協から内容の確認にのみ使わせていただきます

(未対応の理由)

a	瑕疵保険加入や加入しない書面取得が必要なことを知らなかった
b	〃 を忘れていた
c	瑕疵保険の説明は行ったが、加入しない旨は口頭確認で済ませた
d	工事保険に入っているため、瑕疵保険に関する説明をしなかった
e	瑕疵保険の費用負担について説明したくないので、説明しなかった
f	瑕疵保険の制度についてうまく説明できないので、説明しなかった
g	瑕疵保険の支払限度額や保証期間等が使いにくいので、説明しなかった
x	その他（上の表にご記入ください）

■ 年次報告（2022年1月下旬予定）

例 1

請け負った リフォーム工事 全体の件数 (元請け工事)	うち、税込み 500万円以上の 工事件数 (①+②+③の 数値になります)	① うち、リフォーム 瑕疵保険に 加入した件数	② うち、消費者から 書面で加入しない 旨を取得した件数	③ ①及び②の対応を していない件数 (今後はこの欄に 数字が入らないよう 対応をお願いします)
100 件	①+②+③= 20 件	① 3 件	② 16 件	③ 1 件

↑この件数が、必ず①+②+③の合計になるようにしてください

OK

付保できない理由が明確で、
少数であれば問題ないと思われます

■ 年次報告（2022年1月下旬予定）

例 2

請け負った リフォーム工事 全体の件数 (元請け工事)	うち、税込み 500万円以上の 工事件数 (①+②+③の 数値になります)	① うち、リフォーム 瑕疵保険に 加入した件数	② うち、消費者から 書面で加入しない 旨を取得した件数	③ ①及び②の対応を していない件数 (今後はこの欄に 数字が入らないよう 対応をお願いします)
100 件	①+②+③= 20 件	① 0 件	② 2 件	③ 18 件

↑この件数が、必ず①+②+③の合計になるようにしてください

NG !

「忘れていた」などの理由で対応が行われていないと構成員継続が難しくなります

1. **登録制度の基本**
2. **構成員の遵守事項**
3. **リフォーム瑕疵保険**
4. **年次報告について**

ぜひ積極的にご活用ください